

## 鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内に宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和22年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者をいう。ただし、社会福祉施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）、県内に本店、支店若しくは営業所を有する旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている者をいう。）、観光施設、土産物店（スーパー、コンビニなど日用品を主に販売する施設を除く。）（以下「観光事業者」という。）及び観光事業者との取引が落ち込み影響を受けた事業者（以下「観光関連事業者」という。）が、事業継続に必要な資金を確保しながら、感染状況が落ち着いた際に県内外からの誘客を促すために独自に取り組むプレミアム付き前売り券（以下「とり旅応援前売り券」という。）の発行に係る経費の一部を支援することにより、県内の観光業界の再生を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金事務局（以下「事務局」という。）は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付申請及び実績報告を、原則として補助事業の完了の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条第1項の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。
- 3 規則第5条第1項第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

### (交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請書兼実績報告書の提出を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、事務局が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業	第2条に規定する観光事業者及び観光関連事業者  ※飲食のみを提供する飲食店は、対象外とする。	2が発行するとり旅応援前売り券の20%プレミアム相当分の経費。なお、令和3年9月21日以降12月31日までに販売されたもので、利用期間が令和5年3月31日まで（宿泊は、令和5年4月1日チェックアウト分まで）のものに限る。	10/10以内	1施設当たり 1,000千円

鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金  
交付申請書兼実績報告書

鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金事務局 様

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_

法人名又は屋号 \_\_\_\_\_

代表者(職名・氏名) \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

ファクシミリ \_\_\_\_\_ 電子メール \_\_\_\_\_

鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

1 発行するプレミアム付き前売り券の内容 (対象施設・事業者名: \_\_\_\_\_)

1枚当たりの 販売価格 (円) 【A】	1枚当たりの額面 (円) 【例: A×120%】	とり旅応援前売り券の 対象となるサービス ※該当するものにチェック	販売枚数 (枚) 【B】	算定基準額 兼交付申請額 (実績額)(円) 【A×20%×B】
		<input type="checkbox"/> 宿泊料 <input type="checkbox"/> 旅行代金 <input type="checkbox"/> 施設入場料 <input type="checkbox"/> 土産品購入 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		
		<input type="checkbox"/> 宿泊料 <input type="checkbox"/> 旅行代金 <input type="checkbox"/> 施設入場料 <input type="checkbox"/> 土産品購入 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )		

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付資料

- 発行したとり旅応援前売り券の見本(またはそれに類するもの)
- とり旅応援前売り券の販売台帳、入金を確認できる通帳の写し
- 口座振込依頼書、振込先となる通帳の写し

【事務局使用欄(申請者は記入しないこと)】

検査調書

鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金事務局 様


上記に係る検査を行ったところ、検査内容及び検査結果は下記のとおりでした。

令和 年 月 日 検査員 (印)

検査完了年月日	令和 年 月 日		
検査方法	書類・実地	検査結果	合格・不合格
意見又は注意事項			

年 月 日

様

鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金事務局 

鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金  
交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けの交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので、本補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

（担当・連絡先 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定及び確定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定及び確定額は、次のとおりとする。

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| (1) 算定基準額     | 金 | 円 |
| (2) 交付決定及び確定額 | 金 | 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。